

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
第 1 編 共通編		
1-1-1-9 主任技術者及び監理技術者の設置 1. 主任技術者及び監理技術者 当該工事における主任技術者及び監理技術者の設置は、建設業法第26条に規定した事項である。 2. 主任技術者及び監理技術者の設置の運用 受注者は、建設工事現場に置く技術者の適正な設置に係る最新の運用（「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日 国総建第316号））を参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき 適正に業務を行う必要がある。		(追加) 国の改定に伴い追加
1-1-1-10 工事用地等の使用	1-1-1-9 工事用地等の使用	番号修正
1-1-1-11 工事着手	1-1-1-10 工事着手	番号修正
1-1-1-12 工事の下請負	1-1-1-11 工事の下請負	番号修正
1-1-1-13 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「 施工体制台帳の作成等について（通知） 」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳の作成等について（通知） 」（令和4年12月28日 国不建第466～467号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	1-1-1-12 施工体制台帳 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について 」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。 2. 施工体系図 第1項の受注者は、国土交通省令及び「 施工体制台帳に係る書類の提出について（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号、令和3年3月22日付け国港技第90号） 」に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い修正
1-1-1-14 受発注者間の情報共有	1-1-1-13 受発注者間の情報共有	番号修正
1-1-1-15 受注者相互の協力	1-1-1-14 受注者相互の協力	番号修正
1-1-1-16 調査・試験に対する協力	1-1-1-15 調査・試験に対する協力	番号修正
1-1-1-17 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1- ~~46~~ 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1-1-1-16 工事の一時中止 1. 一般事項 発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。 なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1- ~~45~~ 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	番号修正
1-1-1-18 設計図書の変更	1-1-1-17 設計図書の変更	番号修正
1-1-1-19 工期変更	1-1-1-18 工期変更	番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
1-1-1-20 支給材料及び貸与品	1-1-1-19 支給材料及び貸与品	番号修正
1-1-1-21 工事現場発生品	1-1-1-20 工事現場発生品	番号修正
1-1-1-22 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱の改正について」（平成14年5月30日国官総第122号、国総事第21号、国総建第137号）、「再生資源の利用の促進について」（平成3年10月25日 建設省技調発第243号）、「再生資源の利用の促進について（平成3年12月25日 港建第324号）、「再生資源の利用の促進について」（平成4年1月24日 空建第10号）、「建設汚泥の再生利用に関するガイドラインの策定について」（平成18年6月12日 国官技第46号、国官総第128号、国営計第36号、国総事第19号）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1-1-1-21 建設副産物 3. 法令遵守 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
1-1-1-23 工事完成図	1-1-1-22 工事完成図	番号修正
1-1-1-24 工事完成検査	1-1-1-23 工事完成検査	番号修正
1-1-1-25 既済部分検査等	1-1-1-24 既済部分検査等	番号修正
1-1-1-26 部分使用	1-1-1-25 部分使用	番号修正
1-1-1-27 施工管理	1-1-1-26 施工管理	番号修正
1-1-1-28 履行報告	1-1-1-27 履行報告	番号修正
1-1-1-29 週休二日の対応	1-1-1-28 週休二日の対応	番号修正
1-1-1-30 工事関係者に対する措置請求	1-1-1-29 工事関係者に対する措置請求	番号修正
1-1-1-31 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達）、「建設機械施工安全技術指針の一部改正について」（平成17年3月31日 国官技第303号、国総施第190号）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1-1-1-30 工事中の安全確保 1. 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	2. 建設工事公衆災害防止対策要綱 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
16. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	16. 安全衛生協議会の設置 監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和7年5月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電	17. 安全優先 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第33号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の	（一部修正） 国の改定に伴い 修正

（新）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	（旧）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。	
1-1-1-32 爆発及び火災の防止	1-1-1-31 爆発及び火災の防止	番号修正
1-1-1-33 後片付け	1-1-1-32 後片付け	番号修正
1-1-1-34 事故報告書	1-1-1-33 事故報告書	番号修正
1-1-1-35 環境対策 1. 環境保全 受注者は、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について」（昭和62年3月30日 建設省経機発第58号）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	1-1-1-34 環境対策 1. 環境保全 受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。	番号修正 （一部修正） 国の改定に伴い修正
6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（令和4年6月改正 法律第68号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日 建設省経機発第249号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成24年3月23日 国土交通省告示第318号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領の一部改正について」（平成22年3月18日 国総施環第291号）もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成28年8月30日 国総環リ第6号）に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	6. 排出ガス対策型建設機械 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。 トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
8. 低騒音・低振動型建設機械	8. 低騒音・低振動型建設機械	（一部修正）

（新）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	（旧）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
受注者は、「 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針について 」（昭和62年3月3日建設省経機発第 58号 ）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成13年4月9日 国土交通省告示第487号）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	受注者は、 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 （建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。	国の改定に伴い修正
1-1-1-36 文化財の保護	1-1-1-35 文化財の保護	番号修正
1-1-1-37 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、「 道路工事等における標示及び保安施設の設置基準 」（昭和 49年12月 1 日 土木部長通知）、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（令和6年6月 内閣府・国土交通省令第4号）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」（昭和37年8月30日 建設省道路局長通知）、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について」（平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び「道路工事保安施設設置基準（案）」（令和6年2月 国土交通省道路局国道・技術課）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1-1-1-36 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	番号修正 （一部修正） 国の改定に伴い修正
14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和7年6月改正 政令第222号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和6年5月改正 法律第34号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	14. 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和6年9月改正政令第272号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年6月改正法律第56号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-1-1-38 施設管理	1-1-1-37 施設管理	番号修正
1-1-1-39 諸法令の遵守 (3) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延防止に関する法律 (昭和31年法律第120号)	1-1-1-38 諸法令の遵守 (3) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)	番号修正 （一部修正） 国の改定に伴い修正
1-1-1-40 官公庁等への手続等	1-1-1-39 官公庁等への手続等	番号修正
1-1-1-41 施工時期及び施工時間の変更	1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更	番号修正
1-1-1-42 工事測量	1-1-1-41 工事測量	番号修正
1-1-1-43 不可抗力による損害	1-1-1-42 不可抗力による損害	番号修正
1-1-1-44 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 7 年 4 月改定法律第 27 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。	1-1-1-43 特許権等 3. 著作権法に規定される著作物 発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法（令和 6 年 6 月改正法律第 55 号第条第 1 項第 1 号）に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属	番号修正 （一部修正） 国の改定に伴い修正

（新）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	（旧）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除または編集して利用することができる。	するものとする。	
1-1-1-45 保険の付保及び事故の補償	1-1-1-44 保険の付保及び事故の補償	番号修正
1-1-1-46 臨機の措置	1-1-1-45 臨機の措置	番号修正
1-1-1-47 石綿使用の有無	1-1-1-46 石綿使用の有無	番号修正
1-1-1-48 適用すべき諸基準	1-1-1-47 適用すべき諸基準	番号修正
1-2-2-1 適用すべき諸基準 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成14年5月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説（令和7年11月）	1-2-2-1 適用すべき諸基準 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成27年3月）	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	1-2-3-1 一般事項 4. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-21建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。	番号修正
1-2-4-1 一般事項 3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 特に、橋台躯体背面部では、基礎地盤及び橋台躯体背面部の安全性、降雨等に対する排水性を確保できるように、使用する材料及び構造特性に応じて適切な施工の方法及び順序等に基づいて施工しなければならない。橋梁接続区間では、速やかな排水や構造物の状態に配慮しながら、必要な記録を残さなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）11章橋台躯体背面部 12章 橋梁接続区間など」（日本道路協会、令和7年10月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	1-2-4-1 一般事項 3. 構造物取付け部 受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説（IV下部構造編）7.9橋台背面アプローチ部」（日本道路協会、平成29年11月）及び「道路土工－盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」（日本道路協会、平成22年4月）を参考とする。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	8. 適用規定 受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-22建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	番号修正
12. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。	12. 建設発生土の土質区分 建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」（平成18年8月10日付 国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）による。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	1-2-4-4 路床盛土工 10. 路床盛土の締固め度 路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-26施工管理第8項の規定による。	番号修正
1-3-1-1 適用 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日 国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）及び「アルカリ骨材反応抑制対策につい	1-3-1-1 適用 4. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、コンクリートの使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」（国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長	（一部修正） 国の改定に伴い修正

（新）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	（旧）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
て」の運用について（平成14年7月31日 国官技第113号、国港環第36号、国空建第79号）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	通達、平成14年7月31日）及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について（国土交通省官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日）を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確かめなければならない。	
1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	1-3-3-2 工場の選定 1. 一般事項 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業が適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を小さくするように定めなければならない。	1-3-3-3 配合 1. 一般事項 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業が適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-3-6-4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が日平均で25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間以内とし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	1-3-6-4 打設 1. 一般事項 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜてから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間（練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間）は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督員と協議しなければならない。 なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い修正
1-3-7-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止	1-3-7-3 加工 4. 曲げ戻しの禁止	（一部修正） 国の改定に伴い

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要																																																																																			
受注者は、曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	受注者は、 原則として 曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。	修正																																																																																			
1-3-8-2 構造 2. 面取り 受注者は、コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	1-3-8-2 構造 2. 面取り 受注者は、 特に定めのない場合は コンクリートのかどに面取りができる型枠を使用しなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																																																			
第 2 編 材 料 編																																																																																					
2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 [注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5 mm と 5～0mm に分級し、これらを質量比 1：1 に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供する。 作製した供試体の厚さは 50.0±1.0mm とし、供試体が所定の空隙率（ノギスを用いる場合は 9%、水中の見掛け質量を用いる場合は 7%）を超えた場合、圧裂試験に供することができない。	2-2-3-4 アスファルト用再生骨材 [注 4] アスファルトコンクリート再生骨材の圧裂係数を求める場合は、13～5 mm と 5～0mm に分級し、これらを質量比 1：1 に調整したうえで、最大密度の測定と供試体の作製に供することができない。	(一部修正) 国の記載内容に合わせて修正																																																																																			
2-2-6-2 セメント 表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質 <table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><th colspan="2">比 表 面 積 cm²/g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチリエ法 mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄%</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン%</td><td>0.035 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	2-2-6-2 セメント 表 2-2-19 普通ポルトランドセメントの品質 <table><tr><th colspan="2">品 質</th><th>規 格</th></tr><tr><th colspan="2">比 表 面 積 cm²/g</th><td>2,500 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">凝 結 h</td><td>始 発</td><td>1 以上</td></tr><tr><td>終 結</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="2">安定性</td><td>パット法</td><td>良</td></tr><tr><td>ルシャチリエ法 mm</td><td>10 以下</td></tr><tr><td rowspan="3">圧 縮 強 さ N/mm²</td><td>3d</td><td>12.5 以上</td></tr><tr><td>7d</td><td>22.5 以上</td></tr><tr><td>28d</td><td>42.5 以上</td></tr><tr><td rowspan="2">水 和 熱 J/g</td><td>7 d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td>28d</td><td>測定値を報告する</td></tr><tr><td colspan="2">酸化マグネシウム%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">三酸化硫黄%</td><td>3.5 以下</td></tr><tr><td colspan="2">強熱減量%</td><td>5.0 以下</td></tr><tr><td colspan="2">全アルカリ (Na o eq) %</td><td>0.75 以下</td></tr><tr><td colspan="2">塩化物イオン%</td><td>0.035 以下</td></tr></table>	品 質		規 格	比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上	凝 結 h	始 発	1 以上	終 結	10 以下	安定性	パット法	良	ルシャチリエ法 mm	10 以下	圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上	7d	22.5 以上	28d	42.5 以上	水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する	28d	測定値を報告する	酸化マグネシウム%		5.0 以下	三酸化硫黄%		3.5 以下	強熱減量%		5.0 以下	全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下	塩化物イオン%		0.035 以下	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
品 質		規 格																																																																																			
比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																			
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																			
	終 結	10 以下																																																																																			
安定性	パット法	良																																																																																			
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																			
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																			
	7d	22.5 以上																																																																																			
	28d	42.5 以上																																																																																			
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																			
	28d	測定値を報告する																																																																																			
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																			
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																			
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																			
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																			
品 質		規 格																																																																																			
比 表 面 積 cm ² /g		2,500 以上																																																																																			
凝 結 h	始 発	1 以上																																																																																			
	終 結	10 以下																																																																																			
安定性	パット法	良																																																																																			
	ルシャチリエ法 mm	10 以下																																																																																			
圧 縮 強 さ N/mm ²	3d	12.5 以上																																																																																			
	7d	22.5 以上																																																																																			
	28d	42.5 以上																																																																																			
水 和 熱 J/g	7 d	測定値を報告する																																																																																			
	28d	測定値を報告する																																																																																			
酸化マグネシウム%		5.0 以下																																																																																			
三酸化硫黄%		3.5 以下																																																																																			
強熱減量%		5.0 以下																																																																																			
全アルカリ (Na o eq) %		0.75 以下																																																																																			
塩化物イオン%		0.035 以下																																																																																			
2-2-7-1 一般事項 3. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」 （平成 14 年 7 月 31 日 国官技第 112 号、国港環第 35 号、国空建第 78 号） 及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について （平成 14 年 7 月 31 日 国官技第 113 号、国港環第 36 号、国空建第 79 号） を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	2-2-7-1 一般事項 3. アルカリシリカ反応抑制対策 受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「アルカリ骨材反応抑制対策について」 （国土交通大臣官房技術審議官通達、平成 14 年 7 月 31 日） 及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について （国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成 14 年 7 月 31 日） を遵守し、アルカリシリカ反応抑制対策の適合を確認した資料を監督員に提出しなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																																																			
2-2-8-1 一般瀝青材料 5. 石油アスファルト乳剤	2-2-8-1 一般瀝青材料 5. 石油アスファルト乳剤	番号修正																																																																																			

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)				(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)				摘 要																							
石油アスファルト乳剤は、表2-2-17、表2-2-24の規格に適合するものとする。				石油アスファルト乳剤は、表 2-2-16、表 2-2-24 の規格に適合するものとする。																											
2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和 7 年 10 月改正 政令第 361 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。				2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和 5 年 9 月 改正政令第 361 号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表 2-2-25、表 2-2-26、表 2-2-27 の規格に適合するものとする。				(一部修正) 国の改定に伴い修正																							
第 3 編 土木工事共通編																															
3-1-1-7 4. 地質調査の電子成果品等 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「電子納品運用ガイドライン<土木委託業務等編 >」に基づいて電子成果品を作成及び納品しなければならない。なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「測量・調査・設計業務共通仕様書」（神奈川県県土整備局 令和 3 年 4 月）の第 118 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。								追加																							
3-2-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼部材・鋼上部構造編）（令和 7 年 10 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（令和 7 年 10 月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（令和 7 年 3 月 31 日環境省告示第 35 号最終改正） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和 6 年 4 月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱の改正について（平成 14 年 5 月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準（令和 7 年 6 月）				3-2-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）（平成 29 年 11 月） 日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）（平成 29 年 11 月） 環境省 水質汚濁に係る環境基準について（令和 5 年 3 月） 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針（換気技術の設計及び粉じん等の測定）（令和 3 年 4 月） 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月） 国土交通省 道路土工構造物技術基準（平成 27 年 3 月）				(一部修正) 国の改定に伴い修正																							
3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 3. PC 緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編）15.11PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、令和 7 年 10 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				3-2-3-13 ポストテンション桁製作工 3. PC 緊張の施工 (8) プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17.11PC 鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成 29 年 11 月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC 鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督員または検査員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				(一部修正) 国の改定に伴い修正																							
3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表 3-2-18 上層路盤の品質規格 <table><tr><td>種 別</td><td>試験項目</td><td>試験方法</td><td>規格値</td></tr><tr><td rowspan="2">粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>呈色判定試験</td><td>舗装調査・試験法便覧 E002</td><td>呈色なし</td></tr><tr><td>水浸膨張比(%)</td><td>舗装調査・試験法便覧 E004</td><td>1.0 以下</td></tr></table>				種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.0 以下	3-2-6-3 アスファルト舗装の材料 表 3-2-18 上層路盤の品質規格 <table><tr><td>種 別</td><td>試験項目</td><td>試験方法</td><td>規格値</td></tr><tr><td rowspan="2">粒度調整鉄鋼スラグ</td><td>呈色判定試験</td><td>舗装調査・試験法便覧 E002</td><td>呈色なし</td></tr><tr><td>水浸膨張比(%)</td><td>舗装調査・試験法便覧 E004</td><td>1.5 以下</td></tr></table>				種 別	試験項目	試験方法	規格値	粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下	(一部修正) 国の改定に伴い修正	
種 別	試験項目	試験方法	規格値																												
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																												
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.0 以下																												
種 別	試験項目	試験方法	規格値																												
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし																												
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下																												

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)										(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)										摘 要					
				エージング期間		－		6 ヶ月以上								エージング期間		－		6 ヶ月以上					
				修正 CBR (％)		舗装調査・試験法 便覧 E001		80 以上								修正 CBR (％)		舗装調査・試験法 便覧 E001		80 以上					
				単位容積質量 (kg／l)		舗装調査・試験法 便覧 A023		1.5 以上								単位容積質量 (kg／l)		舗装調査・試験法 便覧 A023		1.5 以上					
表 3-2-19 上層路盤の品質規格																									
種 別				試験項目				試験方法				規格値													
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ				呈色判定試験				舗装調査・試験法 便覧 E002				呈色なし													
				水浸膨張比(％)				舗装調査・試験法 便覧 E004				1.0 以下													
				エージング期間				－				6 ヶ月以上													
				一軸圧縮強さ [14日] (MPa)				舗装調査・試験法 便覧 E013				1.2 以上													
				修正 CBR (％)				舗装調査・試験法 便覧 E001				80 以上													
				単位容積質量 (kg／l)				舗装調査・試験法 便覧 A023				1.5 以上													
表 3-2-23 マーシャル安定度試験基準値																									
混合物 の種類		① 粗粒度 アスフ アルト 混合物		② 密粒度 アスフ アルト 混合物		③ 細粒度 アスフ アルト 混合物		④ 密粒度 ギャッ プアス ファル ト混合 物		⑤ 密粒度 アスフ アルト 混合物		⑥ 細粒度 ギャッ プアス ファル ト混合 物		⑦ 細粒度 アスフ アルト 混合物		⑧ 密粒 度ギャ ップア スファ ルト混 合物		⑨ 開粒度 アスフ アルト 混合物							
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13									
突固め 回 数	1,000≦T	75						50						75											
	T<1,000	50												50											
空隙率 (％)		3～7		3～6		3～7		3～5		2～5		3～5		－											
飽和度 (％)		65～85		70～85		65～85		75～85		75～90		75～85		－											
安定度 kN		4.90 以上		4.90 (7.35) 以上		4.90 以上				3.43 以上		4.90 以上		3.43 以上											
フ ロ ー 値 (1/100cm)		20～40						20～80		20～40															

(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)										摘 要															
				エージング期間		－		6 ヶ月以上								エージング期間		－		6 ヶ月以上					
				修正 CBR (％)		舗装調査・試験法 便覧 E001		80 以上								修正 CBR (％)		舗装調査・試験法 便覧 E001		80 以上					
				単位容積質量 (kg／l)		舗装調査・試験法 便覧 A023		1.5 以上								単位容積質量 (kg／l)		舗装調査・試験法 便覧 A023		1.5 以上					
表 3-2-19 上層路盤の品質規格																									
種 別				試験項目				試験方法				規格値													
水硬性粒度調整 鉄鋼スラグ				呈色判定試験				舗装調査・試験法 便覧 E002				呈色なし													
				水浸膨張比(％)				舗装調査・試験法 便覧 E004				1.5 以下													
				エージング期間				－				6 ヶ月以上													
				一軸圧縮強さ [14日] (MPa)				舗装調査・試験法 便覧 E013				1.2 以上													
				修正 CBR (％)				舗装調査・試験法 便覧 E001				80 以上													
				単位容積質量 (kg／l)				舗装調査・試験法 便覧 A023				1.5 以上													
表 3-2-23 マーシャル安定度試験基準値																									
混合物 の種類		① 粗粒度 アスフ アルト 混合物		② 密粒度 アスフ アルト 混合物		③ 細粒度 アスフ アルト 混合物		④ 密粒度 ギャッ プアス ファル ト混合 物		⑤ 密粒度 アスフ アルト 混合物		⑥ 細粒度 ギャッ プアス ファル ト混合 物		⑦ 細粒度 アスフ アルト 混合物		⑧ 密粒 度ギャ ップア スファ ルト混 合物		⑨ 開粒度 アスフ アルト 混合物							
		20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13									
突固め 回 数	1,000≦T	75						50						75											
	T<1,000	50												50											
空隙率 (％)		3～7		3～6		3～7		3～5		2～5		3～5		－											
飽和度 (％)		65～85		70～85		65～85		75～85		75～90		75～85		－											
安定度 kN		4.90 以上		4.90 (7.35) 以上		4.90 以上				3.43 以上		4.90 以上		3.43 以上											
フ ロ ー 値 (1/100cm)		20～40						20～80		20～40															

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
3-2-7-4 表層安定処理工 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の 供試体作製方法 （地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	3-2-7-4 表層安定処理工 6. 配合試験 受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の 供試体の作製方法 （地盤工学会）の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216（土の一軸圧縮試験方法）の規準により試験を行わなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
3-2-7-9 固結工 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成 2 年 9 月 18 日 建設省技調発第 188 号）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3-2-7-9 固結工 10. 施工管理等 受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」（平成 2 年 9 月 18 日建設省大臣官房技術調査室長通達）の規定による。 なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督員または検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第 1 編 1-1-1- 22 建設副産物の規定による。	3-2-9-14 骨材再生工 1. 骨材再生工の施工 骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第 1 編 1-1-1- 21 建設副産物の規定による。	番号修正
3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第 1 編 1-1-1- 21 工事現場発生品の規定による。	3-2-9-15 運搬処理工 1. 工事現場発生品の規定 工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第 1 編 1-1-1- 20 工事現場発生品の規定による。	番号修正
2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第 1 編 1-1-1- 22 建設副産物の規定による。	2. 建設副産物の規定 工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第 1 編 1-1-1- 21 建設副産物の規定による。	番号修正
3-2-11-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、 発泡スチロール 等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	3-2-11-2 軽量盛土工 2. 軽量材の損傷防止 受注者は、 発砲スチロール 等の軽量材の運搬を行うにあたり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時にあたっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
3-2-12-2 材料 3. 溶接材料 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 及び SBHS700 を溶接する場合	3-2-12-2 材料 3. 溶接材料 (2) SM490、SM490Y、SM520、SBHS400、SM570 及び SBHS500 を溶接する場合	（一部修正） 国の改定に伴い 修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)					(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)					摘 要	
4. 被覆アーク溶接棒					4. 被覆アーク溶接棒					(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
表 3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間					表 3-2-46 溶接棒乾燥の温度と時間						
溶接棒の種類		溶接棒の状態		乾燥温度	乾燥時間	溶接棒の種類		溶接棒の状態		乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆アーク溶接棒		乾燥（開封）後 8 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき		70～100℃	30～60 分	軟鋼用被覆アーク溶接棒		乾燥（開封）後 12 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき		100～150℃	1 時間以上
低水素系被覆アーク溶接棒	490MPa 級 590MPa 級	乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき		300～400℃ 350～400℃	30～60 分 60 分以上	低水素系被覆アーク溶接棒		乾燥（開封）後 4 時間以上経過したときもしくは溶接棒が吸湿したおそれがあるとき		300～400℃	1 時間以上
5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス					5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス					(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
表 3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間					表 3-2-47 フラックスの乾燥の温度と時間						
フラックスの種類		乾燥温度		乾燥時間	フラックスの種類		乾燥温度		乾燥時間		
熔融フラックス	ガラス状	150～350℃		60 分以上	溶触フラックス		150～200℃		1 時間以上		
	軽石状	200～350℃		60 分以上	ボンドフラックス		200～250℃		1 時間以上		
ボンドフラックス		200～350℃		60 分以上							
3-2-12-3 桁製作工					3-2-12-3 桁製作工					(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
1. 製作加工					1. 製作加工						
(2) 工 作					(2) 工 作						
⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。					⑥ 受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。 ただし、二次部材（道示による）で板厚 16mm 以下の材片は、押抜きにより行うことができる。 また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、NC 穿孔機または型板を使用するものとする。 なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。						
⑦ 受注者は、冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242：2023（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-2-49 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。					⑦ 受注者は、 主要部材において 冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の 15 倍以上にしなければならない。 なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表 3-2-49 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が 0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の 7 倍以上または 5 倍以上とすることができる。						
(4) 溶接施工試験					(4) 溶接施工試験					(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をも					① 受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。 ただし、二次部材については、除くものとする。 なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をも						

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)						(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)						摘 要
つ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1) SBHS700 及び SBHS700W において、1 パスの入熱量が 5,000J/mm を超える場合 2) SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合 3) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合 4) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガスまたは Ar と CO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法、頭付きスタッドのアークスタッド溶接法以外の溶接を行う場合 5) 鋼橋製作の実績がない場合 6) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 7) 採用する溶接方法の施工実績がない場合						つ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。 1) SM570、SMA570W、SM520 及び SMA490W において、1 パスの入熱量が 7,000J/mm を超える場合 2) SBHS500、SBHS500W、SBHS400、SBHS400W、SM490Y 及び SM490 において、1 パスの入熱量が 10,000J/mm を超える場合 3) 被覆アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO ₂ ガスまたは Ar と CO ₂ の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合 4) 鋼橋製作の実績がない場合 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合 6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合						
表 3-2-50 予熱温度の標準						表 3-2-50 予熱温度の標準						(一部修正) 国の改定に伴い 修正
鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)				鋼 種	溶 接 方 法	予 熱 温 度(℃)				
		板 厚 区 分(mm)						板 厚 区 分(mm)				
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下			25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下	
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—	
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし			サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SMA 400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接		予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80	SM490		低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50	
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100	
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80		サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80	
SBHS400 SBHS400W SBHS500	低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	SBHS400 SBHS400W SBHS500		低酸素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
	ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし		ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし	

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要																																																
表 3-2-55 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補 修 方 法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グ ラインダ仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものはグラインダ仕上げのみでよい。</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダで削り整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダ仕上げる。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダ仕上げのみ、または溶 接後、グラインダ仕上げる。</td></tr></table>		欠陥の種類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グ ラインダ 仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものは グラインダ 仕上げのみでよい。	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。	5	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。	7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダ 仕上げのみ、または溶 接後、 グラインダ 仕上げる。	表 3-2-55 欠陥の補修方法 <table><tr><th></th><th>欠陥の種類</th><th>補 修 方 法</th></tr><tr><td>1</td><td>アークストライク</td><td>母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後グ ラインダー仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものはグラインダー仕上げのみでよい</td></tr><tr><td>2</td><td>組立溶接の欠陥</td><td>欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。</td></tr><tr><td>3</td><td>溶接われ</td><td>われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。</td></tr><tr><td>4</td><td>溶接ビード表面のピット</td><td>エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。</td></tr><tr><td>5</td><td>オーバーラップ</td><td>グラインダーで削り整形する。</td></tr><tr><td>6</td><td>溶接ビード表面の凸凹</td><td>グラインダ仕上げる。</td></tr><tr><td>7</td><td>アンダーカット</td><td>程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、または 溶接後、グラインダー仕上げる。</td></tr></table>		欠陥の種類	補 修 方 法	1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グ ラインダー 仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものは グラインダー 仕上げのみでよい	2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。	3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。	4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。	5	オーバーラップ	グラインダーで削り整形する。	6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。	7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダー 仕上げのみ、または 溶接後、 グラインダー 仕上げる。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
	欠陥の種類	補 修 方 法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グ ラインダ 仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものは グラインダ 仕上げのみでよい。																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダで削り整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダ 仕上げのみ、または溶 接後、 グラインダ 仕上げる。																																																
	欠陥の種類	補 修 方 法																																																
1	アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は肉盛り溶接の後 グ ラインダー 仕上げる。わずかな痕跡のある程度 のものは グラインダー 仕上げのみでよい																																																
2	組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要 であれば再度組立溶接を行う。																																																
3	溶接われ	われ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、 それに応じた再溶接を行う。																																																
4	溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接 する。																																																
5	オーバーラップ	グラインダーで削り整形する。																																																
6	溶接ビード表面の凸凹	グラインダ仕上げる。																																																
7	アンダーカット	程度に応じて、 グラインダー 仕上げのみ、または 溶接後、 グラインダー 仕上げる。																																																
(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正し なければならない。 ただし、SBHS700 及び SBHS700W のプレス矯正については、施工条件を確認 する必要がある。 ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3-2-56 によるものとする。	(13) ひずみとり 受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正し なければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表 3- 2-56 によるものとする。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																
2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 3-2-57 に示すとおりとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径+0.5mm）として改めて継手の 耐荷性能を評 価 するものとする。 ① 仮組立て で工場製作時の リーミングが難しい場合	2. ボルトナット (1) ボルト孔の径は、表 3-2-57 に示すとおりとする。 なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径+0.5mm）として改めて継手の 安全性を照 査 するものとする。 ① 仮組立て時リーミングが難しい場合	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																
3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則と し、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議しな ければならない。スペーサーは、1㎡あたり 4 個 以上 とし、組立及びコンクリートの打込中、その 形状を保つものとする。	3-2-18-2 床版工 1. 鉄筋コンクリート床版 (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則 とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督員と協議 しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり 4 個 を配置の目安 とし、組立及びコンクリー トの打込中、その形状を保つものとする。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																
(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与え ないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さ ないよう後片付け（第 1 編 1-1-1- 33 後片付け）を行なわなければならない。	(11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与 えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残 さないよう後片付け（第 1 編 1-1-1- 32 後片付け）を行なわなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正																																																

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)				(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)				摘 要	
第 4 編 河川編									
4-1-7-2 材料				4-1-7-2 材料				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
表4-1-4 止水材の品質規格				表4-1-4 止水材の品質規格					
試験項目	単位	規格値	試験方法	試験項目	単位	規格値	試験方法		
漏水量	(ml/sec) /(1.8 m ²)	25 以下	建設省土木研究資料第 3103 号の小型浸透試験による。	漏水量	(ml/sec) /(1.8 m ²)	25 以下	建設省土木研究資料第 3103 号の小型浸透試験による。		
引張強さ	N/m ² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。	引張強さ	N/m ² (kgf/m)	11.8 以上	日本産業規格(JIS) で規定されている各材料ごとの試験方法による。		
摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号における開発目標に照らして評価した際の摩擦試験方法による。	摩擦係数		0.8 以上	平成 4 年度建設省告示第 1324 号に基づく摩擦試験方法による		
4-3-2-1 適用すべき諸基準				4-3-2-1 適用すべき諸基準				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
国土交通省 河川砂防技術基準 (令和7年10月) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和7年3月)				国土交通省 河川砂防技術基準 (令和6年5月) 国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和 6 年 5 月)					
4-4-2-1 適用すべき諸基準				4-4-2-1 適用すべき諸基準				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月)				日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月)				日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)					
4-5-1-1 適用 5. 適用規定 (3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和7年3月) の規定による。				4-5-1-1 適用 5. 適用規定 (3) 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書 (案)」(国土交通省、令和6年3月) の規定による。				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
4-5-2-1 適用すべき諸基準				4-5-2-1 適用すべき諸基準					
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月)				日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月)				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月)				日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月)					
第 5 編 河川海岸編									
5-1-2-1 適用すべき諸基準				5-1-2-1 適用すべき諸基準				(一部修正) 国の改定に伴い 修正	
農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (令和3年7月)				農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)					

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
5-2-2-1 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (令和3年7月)	5-2-2-1 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
5-3-2-1 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (令和3年7月)	5-3-2-1 適用すべき諸基準 農林水産省、国土交通省 海岸保全施設の技術上の基準について (平成27年2月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
第 6 編 砂防編		
6-1-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月)	6-1-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部材編) (令和7年10月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
第 8 編 道路編		
8-1-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (令和7年11月)	8-1-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-2-9-2 材料 4. 補強材の取付 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協会規格 LWS P7903-2023 「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	8-2-9-2 材料 4. 補強材の取付 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は(一社)軽金属溶接協規格 LWS P7903-1979 「スポット溶接作業標準(アルミニウム及びアルミニウム合金)」((一社)日本溶接協会規格WES7302と同一規格)を参考に行うことが望ましい。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-3-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ 下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 上下部接続部編) (令和7年10月)	8-3-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ 下部構造編) (令和29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成29年11月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編3-2-13-3架設工(クレーン架設)、「 道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編 」第17章 施工(日本道路協会、令和7年10月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	8-3-8-10 橋脚架設工 1. 適用規定 受注者は、橋脚架設工の施工については、第 3 編 3-2-13-3 架設工(クレーン架設)、「 道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 」第 20 章 施工(日本道路協会、平成 29 年 11 月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-3-8-11 現場継手工 2. 適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「 道路橋示方書・同解説(Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) 」第17章 施工(日本道路協会、令和7年10月)、「 鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第3章架設 」(日本道路協会、令和2年9月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督員の承	8-3-8-11 現場継手工 2. 適用規定(2) 受注者は、現場継手工の施工については、「 道路橋示方書・同解説Ⅱ 鋼橋・鋼部材編 」第 20 章 施工(日本道路協会、平成 29 年 11 月)、「 鋼道路橋施工便覧Ⅲ現場施工編 第 3 章架設 」(日本道路協会、令和 2 年 9 月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監	(一部修正) 国の改定に伴い 修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
諾を得なければならない。	督員の承諾を得なければならない。	
8-4-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 上下部接続部編) (令和7年10月)	8-4-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成29年11月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-5-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 上下部接続部編) (令和7年10月)	8-4-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成 29 年 11 月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-6-2-1 適用すべき諸基準 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和6年4月)	8-6-2-1 適用すべき諸基準 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和6年4月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第1編1-1-1-27施工管理第8項の規定による。	8-6-6-4 インバート本体工 5. 適用規定 インバート盛土の締固め度については、第 1 編 1-1-1-26 施工管理第 8 項の規定による。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-7-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート部材・コンクリート上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 上下部接続部編) (令和7年10月)	8-7-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成29年11月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-8-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼部材・鋼上部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和7年10月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 上下部接続部編) (令和7年10月)	8-8-2-1 適用すべき諸基準 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅰ 共通編) (平成29年年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅱ 鋼橋・鋼部編) (平成29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅳ下部構造編) (令和29年11月) 日本道路協会 道路橋示方書・同解説 (Ⅴ 耐震設計編) (平成29年11月)	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-9-3-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日 国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	8-9-3-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正
8-10-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(令和元年9月2日 国土交通省告示第496号)に従って埋設物の存	8-10-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。	(一部修正) 国の改定に伴い 修正

（新）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	（旧）神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	
8-11-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年9月2日 国土交通省告示第496号）に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	8-11-5-1 一般事項 3. 埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。 なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
8-14-1-1 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8-14-1-1 適用 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	番号修正
8-14-7-2 材料 4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-2023「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	8-14-7-2 材料 4. 標示板 受注者は、標示板には設計図書に示す位置に補強材を標示板の表面にヒズミの出ないようスポット溶接をしなければならない。アルミニウム合金材の溶接作業は（一社）軽金属溶接協会規格LWS P7903-1979「スポット溶接作業標準（アルミニウム及びアルミニウム合金）」（（一社）日本溶接協会規格WES7302と同一規格）を参考に行うことが望ましい。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
8-15-3-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	8-15-3-1 一般事項 1. 適用工種 本節は、除雪工として一般除雪工、運搬除雪工、凍結防止工、歩道除雪工、安全処理工、雪道巡回工、待機保障費、保険費、除雪機械修理工その他これらに類する工種について定める。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
8-15-3-7 安全処理工 2. 適用規定 人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック2025改訂版5.2.5雪崩の管理」（雪センター、令和7年6月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	8-15-3-7 安全処理工 2. 適用規定 人工雪崩の施工については、「防雪ハンドブック（防雪編）6.2.5雪崩の処理」（日本建設機械化協会、平成16年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
8-15-3-9 待機費 2. 待機の期間及び内容	8-15-3-9 待機保障費 2. 待機保障における待機の期間及び内容	（一部修正） 国の改定に伴い 修正
8-16-1-1 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-46臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	8-16-1-1 5. 臨機の措置 受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行う必要がある場合は、第1編総則1-1-1-45臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	番号修正
8-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん	8-16-24-4 RC橋脚鋼板巻立て工 27. 騒音と粉じん	番号修正

(新) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 11 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事共通仕様書(令和 8 年 4 月版)	摘 要
受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-35環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	
8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-35環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	8-16-24-5 橋脚コンクリート巻立て工 6. 騒音と粉じん対策 施工中、特にコンクリートへの削孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編1-1-1-34環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。	番号修正